

別紙

瀬戸市郵便公募型指名競争入札試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸市が発注する建設工事において、受注意欲のある建設業者を公募することにより、入札・契約手続きのより一層の透明性、競争性及び公正性の向上を図ることを目的とする郵便公募型指名競争入札(以下「郵便公募型入札」という。)の試行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において郵便公募型入札とは、次条に規定する建設工事の発注に当たり、公募による入札参加申請者のうちから、第4条に規定する入札参加資格要件を満たす者全てを当該郵便による入札に参加させる方式の競争入札をいう。

(対象工事)

第3条 郵便公募型入札の対象は、設計金額が2千万円以上1億円未満の建設工事のうち、市長が定めた工事とする。

(入札参加資格要件)

第4条 郵便公募型入札に参加する者に必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 瀬戸市工事等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に対象工事に係る業種が登載されている者であって、入札参加資格申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。
- (3) 入札参加資格申請書の提出日から開札日までの間において、瀬戸市から指名停止措置を受けていない者及びその他建設業法等の法令、規則等に違反していない者であること。
- (4) 会社更生法(昭和22年法律第172号)に基づき更正手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更正手続開始の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 対象工事の業種に係る資格者名簿の経営事項審査結果の総合数値が、瀬戸市建設工事請負業者格付要領に定めた格付等級であること。ただし、特殊工事、その他高度な技術を要する工事については、対象工事の業種に係る経営事項審査の総合数値を工事ごとに定めるものとする。
- (7) 対象工事と同種の工事について施工実績を有すること。
- (8) 対象工事に配置を予定する技術者が適正であること。

(9) その他、市長が特に必要と定める条件を満たすこと。

- 2 本条第1項第6号から第8号までに規定する総合数値、資格、施工実績等の適否については、対象工事ごとに瀬戸市入札参加者指名審査委員会(以下「委員会」という。)が別に定める。

(入札参加者の公募)

第5条 郵便公募型入札の入札参加者の公募は、対象工事、入札参加資格、開札の場所及び日時、契約条件等(以下「公募情報」という。)を次に掲げる方法で公表することにより行うものとする。

(1) 市のホームページへの掲載

(2) 総務課内の閲覧コーナーにおける閲覧

(入札参加申請等)

第6条 郵便公募型入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、別に定める入札参加申請書、入札書及びその他指示する書類(以下「入札書等」という。)に必要事項を記入のうえ、公募情報に定められた期日(以下「指定期日」という。)までに郵送により市長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める書類を提出する場合には、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。この場合の郵送料は、入札結果の如何にかかわらず入札参加希望者の負担とする。

(入札書の開札等)

第7条 指定期日までに前条に規定する方法により到達した入札書等は、第5条の規定により掲示した開札日時まで、総務部総務課において厳重に保管するものとする。

- 2 入札書は開札日時に開札し、入札書以外の書類は開札後に審査するものとする。
- 3 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- 4 入札書等到達後においても、開札までの間は、入札辞退を認めるものとする。
- 5 前条の規定による郵送方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等は無効とし、開札しないものとする。
- 6 無効とした入札書等は、返却しないものとする。

(開札の立会)

第8条 開札に当たっては、入札申請を行った者(以下「申請者」という。)のうち開札の立会を希望する者及び入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- 2 前項の規定による申請者に係る立会人は、申請者本人又は申請者に常時雇用されている者とする。

3 立会人は、開札前に開札立会人名簿に署名するものとする。

(くじによる最低価格入札者の決定)

第9条 開札の結果、最低の価格となる同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて最低価格の入札者(以下「最低価格入札者」という。)を決定する。

(審査及び通知)

第10条 市長は、最低価格入札者に対して入札参加資格要件(以下「参加要件」という。)を満たすかどうかを開札後に審査し、参加要件を満たす場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。

2 前項の規定による審査の結果、最低価格入札者が参加要件を満たさない場合は、当該入札を無効とし、当該最低価格入札者の次に低い価格をもって入札をした者(以下「次順位入札者」という。)を最低価格入札者とみなして、前項の審査を行うものとする。この場合において、次順位入札者が参加要件を満たす場合は、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者が参加要件を満たさないと判断した場合は、本項の規定による手続を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

3 前条の規定は、前項の規定による場合に準用する。

4 第2項の規定により無効と決定した申請者に対しては、速やかに入札無効の旨を通知するものとする。

(郵便公募入札の中止)

第11条 入札参加希望者が、瀬戸市指名競争入札参加者選定要領による選定業者数に満たなかったとき、又は前条に規定する審査の結果、参加要件を満たす者がいないときは、当該郵便公募型入札は中止し、あらためて指名競争入札を行うものとする。

(設計図書等の閲覧等)

第12条 設計図書等の閲覧及び受渡しは、公募情報に明記された場所において行うものとする。

2 設計図書の受渡しは、次の各号により行うものとする。

(1) 入札参加希望者は、閲覧の後設計図書等を購入しなければならない。なお、設計図書等が無償の場合は、受渡場所より受取るものとする。

(2) 領収書は、設計図書等の受渡場所において発行するものとする。

3 設計図書等の内容について質問がある場合は、発注担当課(受託課がある場合は受託課)に問い合わせるものとする。

(入札結果の公表等)

第13条 郵便公募型入札に付した工事の入札及び契約に関する情報の公表については、瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領の定める

ところにより公表するものとする。ただし、同要領第5条第2項第3号に規定する指名した者の商号又は名称の公表については、落札決定後速やかに公表するものとする。

(落札者への通知)

第14条 落札者を決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知するとともに、契約手続について説明を行うものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

別紙

郵便公募型指名競争入札工事発注表

平成17年8月23日

郵便公募型指名競争入札における工事発注表を次のとおり掲示する。

1	工事業種	土木一式工事
2	工事名	橋山汚水7号幹線管渠工事
3	工事場所	瀬戸市若宮町1丁目、宝ヶ丘町 地内
4	予定工期	平成17年9月28日～平成18年3月7日
5	工事概要	<p>工事延長 L=779.20m</p> <p>開削工： Φ200DC L=293.60m</p> <p> Φ200HC L=485.60m</p> <p> 1号MH N=20ヶ所</p>
6	入札参加資格要件	<p>基本事項</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 平成16・17年度瀬戸市工事等競争入札参加資格者名簿に対象工事に係る業種が記載されている者であって、入札参加資格申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。</p> <p>(3) 工事発注表の掲示日から開札日までの間に、瀬戸市から指名停止措置を受けていない者及びその他建設業法等の法令、規則等に違反していない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法(昭和22年法律第172号)に基づき更正手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更正手続開始の決定を受けていること。</p> <p>(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定をうけていること。</p>
	経営事項審査の総合評点	<p>平成16・17年度瀬戸市工事等競争入札参加資格者名簿において、土木一式工事につき1,000点以上1,300点未満(瀬戸市内に本店又は営業所等を設置している者は、700点以上)であること。</p> <p>(※この総合評点は、登録時の点数です。)</p>

6	入札参加資格要件	同種工事の施工実績	愛知県内の官公庁（国、県、地方公共団体、公社及び公団に限る。）発注の工事において、前年度3月31日以前5年度間に竣工した下水道（管渠・管路）工事で、同規模（Φ200・5,000万円）以上の工事の施工実績を有すること又は瀬戸市と前年度3月31日以前5年度間に竣工した請負金額2,000万円以上の下水道工事の契約実績を有すること。
		専任技術者	主任技術者を専任で配置できること。
		その他の条件	
7	予定価格の事前公表	予定価格	52,342,500円
		入札書比較価格	49,850,000円
		最低制限価格	41,874,000円
		入札書比較価格	39,880,000円
8	設計書等閲覧及び販売等の期間・方法・場所	平成17年8月23日（火）～平成17年8月29日（月） 午前9時～午後4時	
		販売等の方法：新品のCD-RWを1枚持参してください。	
		総務部総務課契約検査係（ダイヤル0561-88-2552）	
9	設計書等に関する問合せ期間・問合せ先	提出日時：平成17年8月30日（火） 午前9時から午後4時まで 提出場所：水道部下水道課（ダイヤル0561-85-2979）	
		回 答：平成17年9月1日（木）下水道課にて公表 9時～4時	
10	入札参加確認申請書等送付期間・送付先	平成17年9月12日（月）～平成17年9月14日（水） （期限の日までに瀬戸郵便局に届かないものは無効）	
		瀬戸郵便局留 瀬戸市役所総務課契約検査係（書留等の方法による）	
11	開札の日時・場所	平成17年9月15日（木） 午後1時30分	
		市役所1階 105会議室	
12	入札の無効に関する事項	瀬戸市契約規則第11条に該当する場合及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ① 郵送方法によらない入札 ② 入札書の入札金額を訂正している入札 ③ 外封筒と中封筒に記載の工事名又は差出人名が相違する入札 ④ 工事費内訳書（要社印）が同封されていない入札 ⑤ 予定価格を超える金額を記載した入札 ⑥ 明らかに不適正と認められた入札 ⑦ 契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札	

13	入札保証金に関する事項	免除
14	建設リサイクル法関連	対象工事（工事担当課と協議すること。）
15	契約書作成の要否	要
16	契約保証金に関する事項	<p>① 落札者は、瀬戸市契約規則第30条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。</p> <p>② 落札者が本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、又は落札者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。</p>
17	契約条項を示す場所・期日	<p>総務部総務課契約検査係(℡ 0661-88-2552)</p> <p>発注表を掲示した日から開札日の前日まで</p>
18	入札に関し必要な事項	<p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税(地方消費税を含む。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
19	特に定めた条項	<p>瀬戸市工事請負契約書第22条、瀬戸市公共工事の前払金取扱要綱第4条の前払金の額については、1件500万円を超える工事につき、請負金額1億5,000万円までは、10分の4の割合を乗じて得た額以内を支払うものとする。なお、詳細については、瀬戸市公共工事の前払金取扱要綱による。</p>
20	その他	<p>① 建設業退職金共済組合掛金相当分は、現場管理費に加算してある。</p> <p>② 同種工事の施工実績については、(財)日本建設情報総合センター発行の工事カルテ受領書等(竣工時)の写し又は契約書等(発注者、工事名、契約金額等が確認できるもの)の写しを入札参加資格申請書に添付して郵送すること。</p> <p>③ 無効とした入札書等は、返却しない。</p> <p>封筒様式：別紙のとおり</p>

* 1 何れの期日も土曜日・日曜日・休日は除くものとする。

2 何れの受付期日も正午から午後1時までには除くものとする。